

30 社会福祉法人等の指導援助

〔現況及び施策の方向〕

社会福祉法人に対してその適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保及び社会福祉施設（事業）の適正な運営の確保を図るため、運営指導及び指導監査の充実を図る。

社会福祉法人が社会福祉施設を整備する場合に、法人の健全な運営を図るため、利子償還に要する経費を助成する。

〔事業の内容〕

1 社会福祉法人等の運営指導（予算額 17,319 千円）

(1) 法人等指導監査強化事業（予算額 8,119 千円）

社会福祉法人は、地域における社会福祉事業の主たる担い手として高い公共性を有する団体であることから、その事業が確実、効率的かつ適正に実施されるよう、経営基盤の強化及び提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、運営指導及び指導監査の充実・強化を図る。

なお、会計経理及び労務管理に係る監査について、専門的知識を持つ公認会計士及び社会保険労務士を非常勤特別職に任命し、実地に指導監査を実施することにより、指導水準の向上を図る。

第1表 指導監査（実地）の実施状況

（単位 所，％）

区 分	法 人			施 設		
	対 象 数	実 施 数	実 施 率	対 象 数	実 施 数	実 施 率
平成 28 年度	58	22	37.9	226	106	46.9
平成 27 年度	58	25	43.1	230	121	52.6
平成 26 年度	57	28	49.1	225	79	35.1

(2) 【新】社会福祉法人経営労務管理改善支援事業（予算額 9,200 千円）

社会福祉法人が経営労務管理の専門家（公認会計士等）から、雇用管理の改善・人材育成や経営体制の強化に対する支援を受け、経営労務管理の改善を図るとともに、福祉・介護人材の確保の促進に資する取組に補助する。（平成 28 年度創設）

2 民間社会福祉施設の整備（予算額 1,070 千円）

独立行政法人福祉医療機構資金借入償還利子の助成

社会福祉法人が、社会福祉施設を整備するための事業資金として、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る償還利子の 4 分の 3 以内の額（ただし、平成 11 年度以降実施事業については、借入利率 1.15％を超える部分に相当する額以内の額）を助成し、法人の健全な施設経営を図る。（昭和 36 年度創設）

第2表 利 子 補 助 の 状 況

（単位 法人，千円）

区 分	補助対象法人数	借 入 金 総 額	償 還 利 子 額	補 助 額
平成 29 年度（予定）	22	1,788,800	5,846	975
平成 28 年度	27	2,185,800	7,983	1,542
平成 27 年度	34	2,846,000	10,693	2,466

（新規採択は、平成 15 年度事業実施分で終了した。）

〔負担割合 県 3/4〕

3 民間社会福祉施設運営基盤の充実（予算額 755,996 千円）

民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の助成

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施している退職手当共済事業について必要経費の 3 分の 1 を助成する。（昭和 36 年度創設）

第 3 表 独立行政法人福祉医療機構に対する補助の状況

（単位 所、人、円、千円）

区 分	加入施設数	加入職員数	1 人当たりの補助単価	補 助 額
平成 28 年度	1,475	15,415	45,300	698,300
平成 27 年度	1,434	15,428	40,060	618,046
平成 26 年度	1,397	15,150	40,440	612,666

（注）広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/3、県 1/3、共済契約者 1/3〕

4 高齢者福祉保健施設の整備（予算額 3,665,946 千円）

(1) 地域密着型介護保険施設等の整備（予算額 3,004,682 千円）

法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費等を補助することにより、介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保する。（平成 27 年度創設）

事業名	事業内容																
地域密着型サービス等整備助成事業	① 小規模介護施設等の整備に対する補助（県 10/10） 新たな小規模介護施設等を設置する経費に対して、施設種別の配分基礎単価に応じ補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対 象 施 設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>4,270 千円×整備床数</td></tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td><td>32,000 千円／一施設</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>32,000 千円／一施設 〔空き家活用〕 8,500 千円／一施設</td></tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>5,670 千円／一施設</td></tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>32,000 千円／一施設</td></tr> <tr> <td>認知症対応型デイサービスセンター</td><td>11,300 千円／一施設</td></tr> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	地域密着型特別養護老人ホーム	4,270 千円×整備床数	認知症高齢者グループホーム	32,000 千円／一施設	小規模多機能型居宅介護事業所	32,000 千円／一施設 〔空き家活用〕 8,500 千円／一施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670 千円／一施設	看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,000 千円／一施設	認知症対応型デイサービスセンター	11,300 千円／一施設		
対 象 施 設	配分基礎単価																
地域密着型特別養護老人ホーム	4,270 千円×整備床数																
認知症高齢者グループホーム	32,000 千円／一施設																
小規模多機能型居宅介護事業所	32,000 千円／一施設 〔空き家活用〕 8,500 千円／一施設																
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670 千円／一施設																
看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,000 千円／一施設																
認知症対応型デイサービスセンター	11,300 千円／一施設																
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	② 介護施設等の開設準備経費に対する補助（県 10/10） 新たな介護施設等を設置する場合に、円滑な開設を図るため、開設準備に要する経費を、次の補助単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対 象 施 設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td><td>621 千円×定員数</td></tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td><td>621 千円×定員数</td></tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>621 千円×定員数</td></tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td><td>621 千円×定員数</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>621 千円×宿泊定員数</td></tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>621 千円×宿泊定員数</td></tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>10,300 千円／一施設</td></tr> </table>	対 象 施 設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム	621 千円×定員数	介護老人保健施設	621 千円×定員数	地域密着型特別養護老人ホーム	621 千円×定員数	認知症高齢者グループホーム	621 千円×定員数	小規模多機能型居宅介護事業所	621 千円×宿泊定員数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	621 千円×宿泊定員数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300 千円／一施設
対 象 施 設	配分基礎単価																
特別養護老人ホーム	621 千円×定員数																
介護老人保健施設	621 千円×定員数																
地域密着型特別養護老人ホーム	621 千円×定員数																
認知症高齢者グループホーム	621 千円×定員数																
小規模多機能型居宅介護事業所	621 千円×宿泊定員数																
看護小規模多機能型居宅介護事業所	621 千円×宿泊定員数																
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300 千円／一施設																
定期借地権設定のための一時金の支援事業	③ 定期借地権設定のための一時金に対する補助（県 1/2） 新たな介護施設等を設置する際、定期借地権を活用して用地確保をする場合に、次の基準により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対 象 施 設</th><th>配分基準等</th></tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td rowspan="3"> ・配分基準 当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の 2 分の 1 ・対象経費 定期借地権設定の際に授受される一時金 </td></tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td></tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr> </table>	対 象 施 設	配分基準等	地域密着型特別養護老人ホーム	・配分基準 当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の 2 分の 1 ・対象経費 定期借地権設定の際に授受される一時金	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護事業所										
対 象 施 設	配分基準等																
地域密着型特別養護老人ホーム	・配分基準 当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の 2 分の 1 ・対象経費 定期借地権設定の際に授受される一時金																
認知症高齢者グループホーム																	
小規模多機能型居宅介護事業所																	

事業名	事業内容				
既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業	④ 特別養護老人ホームのプライバシー保護のための改修に対する補助（県 10/10） 既存の特別養護老人ホームの多床室をプライバシー保護のために改修に要する経費を、次の補助単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td><td>700 千円×整備床数</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム	700 千円×整備床数
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム	700 千円×整備床数				
介護療養型医療施設等の転換整備支援事業	⑤ 介護療養型医療施設から転換して介護老人保健施設等を整備する事業に対する補助（県 10/10） 既存の介護療養型医療施設を改修して介護老人保健施設に転換する場合に、次の補助単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等） <table> <tr> <th>対象施設</th><th>配分基礎単価</th></tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td><td>964 千円×転換床数</td></tr> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護老人保健施設	964 千円×転換床数
対象施設	配分基礎単価				
介護老人保健施設	964 千円×転換床数				

(2) 軽費老人ホームの運営（予算額 661,264 千円）

60 歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安がある人などを対象とした入所施設である軽費老人ホームについて、その運営費を助成する。

第 4 表 軽費老人ホーム運営費補助金の状況

（単位 人，円）

施設種別	平成 28 年度		平成 29 年度	
	定員	決算額	定員	予算額
軽費老人ホーム	1,086	637,718,000	1,086	661,264,000

（注）広島市、呉市及び福山市を除く。

第 5 表 高齢者福祉保健施設整備目標数

（単位 人）

区 分	平成 26 年度末 整備数	平成 27-29 年度 整備予定数	療養病床からの転換 を除く整備予定数	平成 28 年度 整備数	平成 29 年度末 整備目標数
養護老人ホーム	1,808	0	0	0	1,808
特別養護老人ホーム	12,419	1,211	1,211	3	13,630
軽費老人ホーム	2,343	0	0	0	2,343
介護老人保健施設	8,991	54	36	9	9,045
合 計	25,561	1,265	1,247	12	26,826

（注）広島市、呉市及び福山市分を含む。

5 高齢者虐待予防対策の推進

平成 18 年 4 月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されたことに伴い、法の趣旨等を県民、事業者、関係団体、市町等に対し、普及啓発を図る。

また、虐待防止施策に反映させるため、県内の高齢者虐待の状況を把握するとともに、集計結果を公表する。

県内 23 市町が平成 26 年度末までに「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置して虐待防止対策に組織的に取り組んでおり、引き続き、市町及び関係団体とも連携し、高齢者虐待の防止、養護者の支援に努める。

6 介護サービスの質の確保・向上（予算額 43,699 千円）

(1) 介護支援専門員の登録（予算額 8,268 千円）

介護支援専門員の登録・管理及び介護支援専門員証の交付を行う。

第6表 介護支援専門員の養成状況

(単位 人, %)

区 分	試 験			実務研修修了者	登録者数 (平成29年6月末日)
	受験者	合格者	合格率		
平成28年度	2,717	387	14.2	361	18,303
平成27年度	2,909	488	16.8	526	
平成26年度	4,084	838	20.5	823	

(2) 介護保険サービス適正利用推進事業（予算額 3,098 千円）

介護保険サービスに係る相談や苦情に対する市町の体制強化を図るため、市町の苦情処理担当者の研修等を実施して、介護サービスの適正利用を推進し、適切な介護サービスを確保する。(平成23年度創設)

(3) 事業者の指定・指導（予算額 25,134 千円）

介護サービス、介護予防サービスを提供する事業者（施設）の指定・開設許可を行うとともに、指導監査を実施する。(平成12年度創設)

第7表 指定事業者数

サービス区分	指定件数
居宅介護支援事業所	948
居宅サービス事業所	3,087
介護予防支援事業所	100
介護予防サービス事業所	3,382
介護保険施設	352
計	7,869

(注) 1 保険医療機関や保険薬局のみなし指定事業所については、「(介護予防)通所リハビリテーション」以外は計上していない。

2 平成29年4月1日現在の数値による。

3 指定権限が移譲されている広島市、福山市、呉市、三次市に所在する事業所も含む。

4 地域密着型サービス及び総合事業のサービスを除く。

(4) 介護サービス事業管理システム運営（予算額 8,407 千円）

介護保険事業者情報管理システム等を運営し、指定・指導等の事業者情報を一元的に管理するとともに、市町との情報ネットワークによる共有化により介護保険事業者の適正かつ効果的な指定・指導事務の体制を確保する。(平成19年度新規改編)

項 目	内 容
介護保険事業者の情報管理	・開設者情報・事業所情報・報酬情報（加算情報）等の入力・管理，新規指定事業者の事業所番号付番 ・指導・監査情報等の管理
関係システムへの情報連携	次の関係システムへ情報を提供 ・国民健康保険団体連合会システム ・介護支援専門員管理システム
市町オンラインネットワーク化事業	・県と市町を情報ネットワークで結び事業者情報を共有化

(5) 介護サービス情報公表制度事業（予算額 7,927 千円）

介護保険法に基づく制度の円滑な運営，介護サービス情報の利用促進及び介護サービスの質の向上を図るため，介護サービス事業者の介護サービス情報をインターネットで公表する。

また，必要に応じて，介護保険事業者に対して，公表に係る調査を実施する。（平成 18 年度創設）